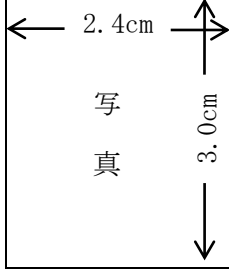


第九号様式(第十八条関係)

表

 <p>2.4cm 3.0cm 写真 (年月撮影)</p>	<p>従業者証明書</p> <p>従業者証明書番号</p> <p>従業者氏名 (年月日生)</p> <p>業務に従事する 営業所又は 事務所の名称 及び所在地</p> <p>この者は、住宅宿泊管理業者の従業者であることを証明します。</p> <p>証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>登録番号 国土交通大臣()第 号</p> <p>商号、名称又は氏名</p> <p>主たる営業所又は事務所の所在地 代表者氏名</p>
	<p>8.547cm以上8.572cm以下</p>

5.392cm以上5.403cm以下

裏

<p>備考</p>
<p>住宅宿泊事業法抜粋</p> <p>第三十七条 住宅宿泊管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。</p> <p>2 住宅宿泊管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、住宅宿泊事業者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。</p>

備 考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する営業所又は事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。